

大阪府大東市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

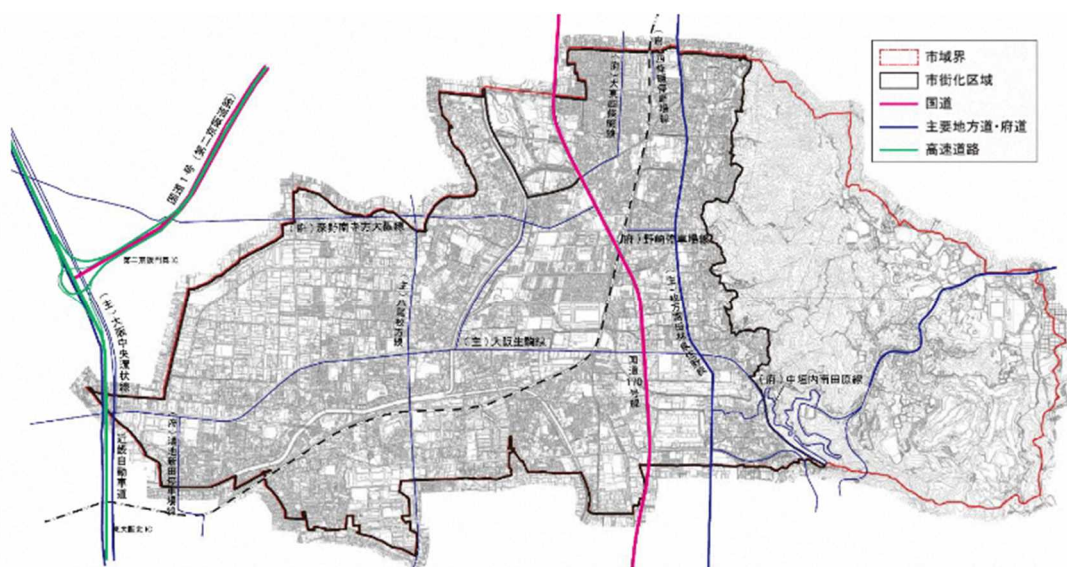
設定する区域は、令和7年11月1日現在における大阪府大東市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は、1,827ヘクタールである。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域は本区域には存在しない。

[環境保全上重要な地域]

- ・ 自然公園法に規定する自然公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

本市は大阪府の東部、河内平野のほぼ中央に位置し、西は大阪市、北は門真市・寝屋川市・四條畷市、南は東大阪市、東は生駒山系を境に奈良県に接している。

市域面積は 18.27 km² であり、大阪府下 43 市町村の中では 30 番目となっている。府道枚方富田林泉佐野線より東部は「金剛生駒紀泉国定公園」を含む生駒山系の樹林地となっており、市域の約 3 分の 1 を占めている。

(インフラの整備状況)

本市内には 西日本旅客鉄道株式会社片町線(学研都市線)が通り、住道駅、野崎駅、四条畷駅の 3 駅が存在するとともに、市内中央を南北に大阪外環状線(国道 170 号)、東西に府道大阪生駒線が走り、交通の便に恵まれている。

(人口分布の状況等)

令和 2 年国勢調査によれば、人口は 119,367 名となっており、市域面積の約 7 割が人口集中地区となっている。「大東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和 3 年 3 月改訂版)」では大東市の人口は高度経済成長期に人口が急増し、1980 年代以降は微増、その後、2000 年をピークに減少傾向にある。また、2009 年からは、急速に減少が進んでいるが、2014 年及び 2019 年は、減少のスピードが少し緩和されている。

(産業構造)

令和 2 年国勢調査によれば、本市の産業構造として、産業別就業者数を見ると、第一次産業が 0.2%、第二次産業が 29.5%、第三次産業が 70.3%と第三次産業就業者数割合が高い。事業所数については減少傾向にあり、従業者数については、平成 2 年以降減少している。

令和 3 年経済センサス活動調査によれば、本市の総事業者数は 4,208 事業者、従業員数は 48,082 人となっている。また、売上高、付加価値額においても、製造業は、本市の売上高の 61.4%、付加価値額 53.3%と、いずれも産業大分類別でトップとなっており、本市の基幹産業となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

令和 3 年経済センサス活動調査によれば、大東市における製造業の事業者数は 747 事業者、その付加価値額は市内全体の 53.3%を占め、地域経済における基盤産業となっている。

本市では良好なまちづくりと企業活動の調和(住工調和)を図ることを目的に平成 22 年に「大東市住工調和条例」を策定し、製造業を中心として市内事業者の移転・集約を促してきた。今後も多種多様な製造業を中心とした産業集積を生かしつつ、本市の施策を組み合わせながら、当地における生産技術力らなる高度化を目指すとともに、質の高い雇用の創出や地域内の他産業への経済波及効果により、地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	260.4 百万円	—

(算定根拠 (指定する業種ごと))

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.26 倍の波及効果を与え、促進区域で 260.4 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	3 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円 (大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額 (令和 3 年度経済センサス活動調査) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で 1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で 2%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で 3%以上増加すること。

なお、(2)、(3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域 (重点促進区域) を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①大東市の製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②大東市の医療・福祉等の産業集積を活用したヘルスケア・教育サービス分野

(2) 選定の理由

- ①大東市の製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

大東市では、工業地域において、工場が減少する一方で住宅が増え、住民と事業者の間に摩擦が生じる『住工混在問題』に対する対策として、大東市住工調和条例を策定し、製造業を中心とした産業集積を進めてきた。

令和3年経済センサス活動調査によれば、大東市には4,208社の多様な事業者が存在し、そのうち製造業については、全事業者の17.8%を占めている。企業単位での付加価値額については全体の53.3%を製造業が占めており、本市の基盤産業となっている。

さらに、令和3年経済センサス活動調査によれば、本市の製造業全体における粗付加価値額については、はん用機械器具製造業(16.3%)、生産用機械器具製造業(10.9%)、金属製品製造業(10.6%)、電気機械器具製造業(5.4%)であり、本市のリーディング産業となっている。

また、本市では上記以外にも鉄鋼業、プラスチック製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業など多様なものづくり企業およびものづくりを支える関連企業も集積している。

今後はこれらの企業の製品・技術・サービスのさらなる向上による、製造業及び関連産業の付加価値額向上を図る必要がある。また、本市では産業集積の基盤強化を図る観点から工業地域への企業立地を促進する『大東市企業立地促進補助制度』なども創設されている。

今後も産業集積や市の施策も組み合わせながら、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用の創出や地域内の事業者への高い経済的効果をもたらし、地域経済の活性化及び経済の好循環化を図る。

- ②大東市の医療・福祉等の産業集積を活用したヘルスケア・教育サービス分野

令和3年の経済センサス活動調査によると、本地域における産業全体の付加価値額(企業単位)は、「製造業」(53.3%)、「卸売業、小売業」(10.1%)、「教育・学校支援業」(7.7%)、「医療・福祉」(7.0%)となっている。その中で、「教育・学校支援業」、「医療・福祉」については2012年・2021年比較で売上金額・付加価値額ともに増加傾向にある。

「教育・学校支援業」の付加価値額(7.7%)については、大阪府の「教育・学校支援

業」(2.3%)を大きく上回っており、大東市の産業を支える大きな産業の一つである。

また「医療・福祉」(7.0%)については大阪府の「医療・福祉」(8.9%)を下回るものの、上記のとおり全体に占める売上金額、付加価値額は上昇している。また、大東市の老年人口(65歳以上)はRESASによると、2020年時点で26.35%と大阪府の26.72%をわずかに下回っているものの、2050年には、本市の老年人口率は38.89%となり、大阪府の36.62%を上回ると予想される。これらのデータからも、今後は医療費の増大等の深刻な課題が発生することが見込まれる。本課題を解決するためには、当該分野における地域経済牽引事業の推進が重要であり、健康寿命の延伸や医療技術の発展をもたらすことによる社会問題の解決とともに地域産業の拡大を図る。

以上の状況を踏まえて、本計画の推進により各分野における新たな取組やビジネスの創出を促進させることで、地域経済の活性化を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①大東市企業立地促進補助金

市内の産業集積地である工業地域・準工業地域において、新たに工場などを立地する事業所に対して、補助金を支給する。

土地	取得	新たに取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を補助
	賃借	工業地域の場合：1平方メートル当たり300円
準工業地域の場合：1平方メートル当たり200円		
建物	新築もしくは増設または建て替えした事業に係る固定資産税および都市計画税の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額	

②夢をかなえる起業応援補助金

産業の活性化を図るため、市内で事業(創業)を行うものに対して補助金を支給する。

対象者：個人事業主、法人

補助金額：10万円(1事業者1回限り)

③大阪府の企業立地の優遇制度(大阪府)

ア 府内投資促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域等において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業者に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の5%（府内に本店等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに2億円

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ①「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。
- ②「大東市オープンデータカタログサイト」において、大東市が所有する各種データを公開し、商業利用等への活用に供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労部内、大東市産業・文化部産業経済室内を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 大東市・学校法人大阪産業大学・大東市商工会議所の3者による連携協定

3者による「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」（平成30年6月29日締結）を締結するとともに、3者による「だいたい産業活性化協議会」を設置し、市内企業合同入社式や合同研修を実施し、人材確保や人材育成に取り組んでいる。

② 中小企業等の認定制度

大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進することに取り組んでいる。また、技術力、QCD等において総合力が高い企業を表彰し、受賞した企業を大阪のものづくり看板企業「匠企業」と位置付け強力なプロモーションを展開。大規模展示商談会等を活用し、国内外への情報発信に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和7年度	令和8年度～ 令和11年度	令和12年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①大東市企業立地促進補助金	実施		→
②夢をかなえる起業応援補助金	実施		→
③ ア企業立地促進補助金（大阪府）	実施		→
③ イ産業集積促進税制（大阪府）	実施		→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府オープンデータカタログサイト	実施		→
②大東市オープンデータカタログサイト	実施		→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①事業者からの相談	実施		→
【その他】			
①大東市・大阪産業大学・大東市商工会議所の3者による連携協定	実施		→
②中小企業等の認定制度	実施		→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、大東商工会議所や金融機関、金融機関等の地域に存在する支援機関と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>① 大東ビジネス創造センター(D-Biz)</p> <p>中小企業経営者や起業家への継続的な相談業務を行い、課題解決と売上向上に向けた支援を行う。</p> <p>② 大東商工会議所</p> <p>大東市と「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」を結んでおり、中小企業相談所を設置し、事業承継、人材確保・育成・定着や資金繰り対策等、様々な経営上の課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>③ 学校法人大阪産業大学</p> <p>大東市と「大東市内企業における人材育成に係る事業の連携協力に関する協定」を結んでおり、事業者に対して、大学の知見を活用したセミナー等を開催することによる人材育成支援等を行う。</p> <p>④ 大阪府立城東工科高等学校・大阪府立東大阪みらい工科高等学校</p>
--

大東市、大東商工会議所、学校法人大阪産業大学との協議会である「だいたう産業活性化協議会」と大阪府立城東工科高等学校・大阪府立東大阪みらい工科高等学校は「産業分野に係る人材育成に関する連携協定」を結んでおり、高校生による大阪産業大学の研究室訪問等の高大連携事業の取り組みにより地域の人材育成支援等を行う。

⑤ 枚方信用金庫

大東市と「大東市と大東商工会議所と枚方信用金庫との連携に関する協定」を結んでおり、地域産業の振興と地域の魅力創造・発信を促進する。

⑥ ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) は、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する国内最大級の常設展示場を有する。ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活用など総合的な支援を行っている。

⑦ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑧ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内企業の経営相談をはじめとする様々な支援サービス (国際ビジネス支援、スタートアップ創出支援、ものづくり支援、人材戦略採用支援等) を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業 (展示会・商談会、セミナー会場等) に取り組んでいる。

⑨ 大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和12年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。